

勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 業務委託仕様書

1 業務名称

勝浦町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

勝浦町（以下「町」という。）が行う地方創生事業に対して寄附を行った企業に税額控除の措置が講じられる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、町における地方創生の充実・強化を図るため、事業者独自のネットワークやノウハウを生かし、寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）へ効果的な働きかけを行うことにより、寄附の獲得を目指すものとする。

4 委託業務内容

(1) 寄附見込企業へのアプローチに関すること

受託者は、町の地方創生事業を把握した上で、町が行う寄附金を活用する事業の選定やPR方法について助言等の支援を行う。

(2) 寄附見込企業と町とのマッチングに関すること

受託者は、寄附見込企業に対して町の地方創生事業の説明をし、当該事業への寄附を提案するとともに、その事実を町へ報告する。

(3) 寄附見込企業へのサポートに関すること

受託者は、寄附見込企業と町のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、寄附見込企業からの相談対応やフォローアップを行う。

(4) その他、寄附獲得に向けた支援に関すること

上記(1)～(3)のほか、寄附獲得に向けた支援について、受託者と町が協議の上、必要に応じて実施する。

5 業務委託料等

(1) 本業務は成果報酬型とし、本業務を通じて寄附受領に至った場合に、町は次の計算式で算定した委託料額を受託者に支払うものとする。

委託料額（成果報酬型）

寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (2) 委託料率の上限は、寄附額の20%とする。
- (3) 寄附見込企業への働きかけに係る旅費、通信費、用紙代等の一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (4) 本業務では、「町が寄附金を領収した事実」を持って成果とし、寄附申出の際に、町が別で定める様式とともに受託者がマッチングした旨を記した文書（任意様式）等を電子メール又は書面にて報告すること。
- (5) 委託料の支払整理日は毎月末とし、毎回の支払額は、各支払整理日までの委託料額の総和とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (6) 成果報酬による委託料が本業務に係る令和8年度一般会計予算額を超えることが判明した場合、補正予算等による予算措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。

6 令和8年度寄附目標額

9,090千円

7 本業務に係る令和8年度一般会計予算額

2,000千円

※ 本町では、複数の受託者と契約締結することを想定しており、ここで示される予算額は本業務全体での予算措置額である。

8 成果品

受託者は、契約期間終了後、実績報告書1部（任意様式）を成果品として提出するものとする。

9 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 業務上収集した情報の取扱い

受託者は、「勝浦町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第7号）」、「勝浦町個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年規則第1号）」及びその他関係法令等を遵守し、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏えいしてはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

11 進捗情報報告

受託者は、業務の進捗状況に応じて定期的に町に対し報告を行うこととする。報告内容及び報告頻度は、受託者と町の協議により定めるものとする。

12 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で実施し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に伴い、緊急に町の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。町の指示を受ける前に適宜の応急処置を取った場合は、事後速やかに町に報告するものとする。
- (3) 寄附を行うことの代償として、受託者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (4) 寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議の上、これを決定する。